

【 募 集 要 領 】

「帯広市まちづくり基本条例適合状況等について（原案）」
に関するパブリックコメント（市民意見の提出制度）の実施に
ついて

市民と市が力を合わせてまちづくりを進めるための基本的事項を定めた帯広市まちづくり基本条例では、条例の施行から 5 年を超えない期間ごとに、社会経済情勢の変化などを勘案し、各条項等の適合状況等の検討を行うことを規定しております。

この度、各条項の適合状況を点検し取りまとめた原案について、パブリックコメントを実施しますので、市民の皆様のご意見、ご提言をお寄せください。

1. 意見募集案件名

帯広市まちづくり基本条例適合状況等について（原案）

2. 資料の名称・入手方法

資料の名称	入手方法		
	市ホームページ	閲覧	配布
帯広市まちづくり基本条例適合状況等について（原案）	○	○	○
（資料）帯広市まちづくり基本条例（条文・解説）	○	○	○

3. 資料の閲覧・配布場所

施設名	所在	閲覧時間	休館日	連絡先
市庁舎 3 階 広報広聴課	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	広報広聴課 65-4109
市庁舎 5 階 情報室	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	総務課 65-4101
市庁舎 5 階 企画課 ※担当課	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	企画課 65-4105
川西支所	川西町西 2	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	59-2011
大正支所	大正本町	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	64-5341
鉄南コミセン	西 2 南 24	9:00～22:00	火曜・年末年始	25-2295
東コミセン	東 7 南 9	9:00～22:00	火曜・年末年始	24-5750
緑西コミセン	西 17 南 4	9:00～22:00	火曜・年末年始	33-0625
啓北コミセン	西 13 北 2	9:00～22:00	火曜・年末年始	33-0623
西帯広コミセン	西 23 南 2	9:00～22:00	火曜・年末年始	37-3885
南コミセン	西 10 南 34	9:00～22:00	火曜・年末年始	47-0433
帯広の森コミセン	空港南町南 11	9:00～22:00	火曜・年末年始	47-3974
森の里コミセン	西 22 南 4	9:00～22:00	火曜・年末年始	36-3270
図書館	西 2 南 14	10:00～20:00 (土日祝～18:00)	月曜日(月曜祝日のときは翌日)・ 月末・年末年始	22-4700
市民活動交流センター	西 4 南 9 (北海道新聞社 帯広ビル 1F)	10:00～19:00	年末年始	20-3004

※帯広市ホームページからも閲覧・入手できます。(https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/)

4. 意見等の提出方法

- (1) 電子メール、ファクス、郵送、持参でお寄せください。(電話による意見の提出はできません。)
- (2) 提出様式は任意ですが、案件名、住所、氏名(法人その他の団体の場合は、名称および代表者名)を記載してください。(別紙「意見等の提出書」を参考にしてください。)
- (3) 電子メールによる提出の場合は、帯広市ホームページからダウンロードできる所定の様式以外の添付ファイルの使用はご遠慮ください。

5. 意見等の提出先

帯広市政策推進部企画室企画課(市庁舎 5 階)まで
〒080-8670 帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地
ファクス番号 : 0155-23-0151
メールアドレス : plan@city.obihiro.hokkaido.jp

6. 意見の募集期間

令和 8 年 9 月 4 日(金)～令和 8 年 10 月 5 日(月)
※持参の場合は平日 8 時 45 分～17 時 30 分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
※受付終了は、最終日の 17 時 30 分必着

7. その他

- (1) 意見提出用紙の大きさや枚数は問いませんが、意見が長文になる場合や、膨大な資料を提出する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (2) 募集締切後、意見を取りまとめ提出意見およびその意見に対する市の考え方を公表します。なお、提出時に記載された住所、氏名については、公表しません。